

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（退職・転勤等）
2 機械読み取りを行う場合がありますので、提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以前
4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号
7年度 特別徴収番号
8年度 特別徴収番号

甲賀市町村長
令和 年 月 日 提出
所在地名
個人番号又は法人番号

係氏名
担当者
内線
7年度 特別徴収番号
8年度 特別徴収番号

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
1月1日現在
異動後
新姓
特別徴収税額 (年税額)
例) 11月10日納期限分の場合→10月分

異動年月日
異動の事由
異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日以降退職時までの給与支払額
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
特別徴収指定番号
氏名
担当者
電話番号
法人番号
新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
1の場合
徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (1及2に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。
旧特別徴収処理欄
7年度 月分以降の月割額は
8年度 月分以降の月割額は
1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他
入力者 点検

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。